

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」

2. 日時：令和2年12月4日(金) 13時30分～18時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他20名

東京電力ホールディングス(株)

サイクル技術グループマネージャー

関西電力(株) 原子燃料部長 他1名

中部電力(株) サイクル戦略グループ課長

中国電力(株) 電源事業本部マネージャー (原子燃料サイクル)

九州電力(株) 原子力設備グループ課長

日本原子力発電(株) 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループリーダー

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請等に関し、令和2年11月27日の面談(※1)及び令和2年12月3日の審査会合(※2)を踏まえて、当日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・仕様表の特記事項の記載要領について、基本設計方針として記載する内容との対応関係を整理すること。
- ・仕様表及び基本設計方針の記載要領について、作業水準が一定となるよう、用語の定義等を整理すること。
- ・インターロックの記載について、仕様表で設備の機能及び性能を具体的に示すとの認識を持った上で、重要度を考慮し、各設備全体として整合をとって整理したうえで申請書を準備すること。

- ・冷却塔に係る伝熱面積、主要材料等の記載要領について、設備の構造を考慮して記載の範囲を整理すること。
- ・換気筒の記載要領について、基礎部分の扱いを整理すること。
- ・飛来物防護ネットの耐火塗料について、技術基準規則への対応を踏まえ、基本設計方針及び仕様表での記載を整理したうえで申請書を準備すること。
- ・水素漏えい検知器について、実用発電用原子炉との施設上の違いを考慮し、仕様表への記載要領の必要性を検討すること。
- ・溢水防護設備のターミナルエンド防護カバー等の仕様を具体的に示す必要があるものについて、基本設計方針ではなく、仕様表への記載要領も検討すること。
- ・オープンポートボックス等の仕様等の記載要領については、先行する濃縮施設での記載の考え方を参考にすること。
- ・火災防護について、火災防護区画設定の説明を行う申請回を整理すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設工認作成要領について」

「設工認申請対象設備の仕様表対象となる機器の考え方」

※1 令和2年11月27日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」

※2 令和2年12月3日の審査会合

「第386回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」